

第51号議案

愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

令和7年10月1日に施行される地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充により対象職員が柔軟な働き方を行うことができる制度を導入するため。

愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町職員の育児休業等に関する条例(平成16年愛南町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第3項」を「及び第3項」に、「同法」を「育児休業法」に改め、「第17条」の次に「第18条第3項」を加え、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)」に改め、「正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項中「同条例」を「勤務時間条例」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該育児時間」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に割り当てられた勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出の際に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「同

条例」を「給与条例」に改め、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の愛南町職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

愛南町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第1項並びに第3項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に必要な事項を定めるものとする。
第2条～第16条 略	第2条～第16条 略
(部分休業することができない職員)	(部分休業することができない職員)
第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。	(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)
(部分休業の承認)	(第1号部分休業の承認)
第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、 、30分を単位として行うものとする。
2 勤務時間条例第16条第2項の特別休暇による育児時間又は同条例第17条の2第1	2 勤務時間条例第16条第2項の特別休暇による育児時間又は勤務時間条例第17条の2第1

項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定めた子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(新設)

項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定めた子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に割り当てられた勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(新設)	(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)
(新設)	第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)
(新設)	第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)
(新設)	第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出の際に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例</u>第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、愛南町会計年度任用職員の給	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例</u>第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、愛南町会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例(令和元年愛南町条例第20号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第18条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1)、(2) 略 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____ _____ 以下 略	与及び費用弁償に関する条例(令和元年愛南町条例第20号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第18条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1)、(2) 略 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> 以下 略
---	---